議案第74号

三朝町手数料条例の一部改正について

次のとおり三朝町手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年9月7日

三朝町長 吉田秀光

三朝町手数料条例の一部を改正する条例

第1条 三朝町手数料条例(平成12年三朝町条例第12号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改正後	改正前		
(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、 当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)~(21) 略 (22) 行政手続における特定の個人を識 別するための番号の利用等に関する法 律(平成25年法律第27号)第7条第1項 に規定する通知カードの再交付(追記欄 の余白がなくなった場合、個人番号若し くは住民票コードの変更により返納し た場合又は国外転出により返納した場	(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、 当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)~(21) 略		

<u>合の再交付を除く。)</u> <u>1 枚につき500</u> <u>円</u>	
円 (23) 略 (24) 略 (25) 略 (26) 略 (27) 略 (28) 略 (29) 略 (30) 略 (31) 略 (32) 略 (33) 略 (34) 略 (35) 略 (36) 略 (37) 略 (38) 略	(22) 略 (23) 略 (24) 略 (25) 略 (26) 略 (27) 略 (28) 略 (29) 略 (30) 略 (31) 略 (32) 略 (33) 略 (34) 略 (35) 略 (36) 略 (37) 略
(39) 略 (40) 略 (41) 略 2 略	(38) 略 (39) 略 (40) 略 2 略

第2条 三朝町手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「削除号」という。)を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除号を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。)に改める。

改正後	改正前	
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)	

第2条 次の各号に掲げる事務については、 当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)~(20) 略

- (21) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付(追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。) 1枚につき800円
- (22) 番号法第7条第1項に規定する通知カードの再交付(追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。) 1枚につき500円

(23)~(41) 略

2 略

第2条 次の各号に掲げる事務については、 当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)~(20) 略

(21) 住民基本台帳法第30条の44第1項 の規定に基づく住民基本台帳カードの 交付又は住民基本台帳法施行令(昭和42 年政令第292号)第30条の17第1項の規 定に基づく住民基本台帳カードの再交 付 1枚につき500円

(22) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第7条第1項に規定する通知カードの再交付(追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。) 1枚につき500円

(23) \sim (41) 略

2 略

附則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行する。